

出雲市と島根労働局との雇用対策協定

出雲市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、力強い地域経済の実現をめざす出雲市と、労働市場のセーフティーネットを担う職業安定行政を展開している島根労働局が、出雲地区雇用推進協議会の活動をはじめ、市民の雇用安定や雇用環境改善に係る支援、高校生や学生など若年者の市内就職促進、女性や外国人住民など様々な立場の方の就職支援等の施策を、それぞれの強みを活かして更に連携し、効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、持続可能な地域経済の実現と活性化を目指すことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 出雲市と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、出雲市と島根労働局が共同で設置する。
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

（要請等）

第4条 出雲市長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行なうことができるものとする。
2 出雲市長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、出雲市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、出雲市と島根労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、出雲市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年（2021）7月21日

出雲市長

飯塚俊之

厚生労働省島根労働局長

倉持清子